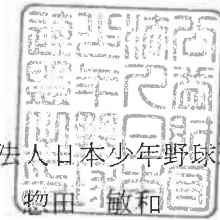


令和3年11月8日

公益財団法人 日本少年野球連盟
ブロック長、支部長、所属チーム 各位

通 達

公益財団法人日本少年野球連盟
会長 物田 敏和



今般、「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点処置」が解除となり、各地域、都道府県からの新型コロナウイルス感染防止対策の自粛要請も緩和され、感染拡大状況は収まる気配を感じさせています。しかしながら子供への感染リスク増加も指摘されておりまだまだ油断は禁物です。つきましては本日以降のチーム活動に関しまして、改めて下記の事項について通達を発出致します。

記

1. チーム（選手）の練習、試合、大会について
「新型コロナウイルス感染防止対策 ガイドライン」（R3.7.12）の遵守
2. 卒団式、総会などのイベント開催について
上記ガイドラインと共に各都道府県より要請されている条件を遵守し開催する事

上記2点を前提にし、地域差を考慮し 各ブロックからの通達を遵守下さいますよう お願い致します。

また政府及び各都道府県も「第6波」対策準備を進めており、今後の感染状況には十分留意する必要があります。状況の変化に伴い、本通達も急遽変更の可能性が有りますこと、ご承知おき下さい。

以上